

自由と人権

NO.2 (2021.1.24) 編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)
ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ひと晩じゅう眠れなかった。
茶色党のやつらが
最初のペット特別措置法を課してきやがったときから、
警戒すべきだったんだ。
けっきょく、俺の猫は俺のものだったんだ。
シャルリーの犬がシャルリーのものだったように。
いやだと言うべきだったんだ。
抵抗すべきだったんだ。
でも、どうやって？
政府の動きはすばやかだったし、
俺には仕事があるし、
毎日やらなきゃならないこまごましたことも多い。

他の人たちだって、
ごたごたはごめんだから、
おとなしくしているんじゃないか？

だれかがドアをたたいている。
こんな朝早くなんて初めてだ。
……

陽はまだ昇っていない。
外は茶色。
そんなに強くたたくのはやめてくれ。
いま行くから。

「茶色の朝」(大月書店)

フランク・パプロフ作 藤本一勇訳 より

目次

- ①「日本学術会議の軍事研究反対声明を支持する陳情」への賛同署名のとりくみ
—市議会議員と対話は成立したか？—
- ②葬り去られた陳情 —損害賠償訴訟提訴—
- ③いーたい・ほーだい —議員会食に感染症法による罰則規定を！—
- ④本の紹介 —『灰色の朝』—
- ⑤特別付録？：「日本学術会議の軍事研究反対声明を支持する陳情」への賛同署名簿

日本学術会議 2017 年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情

陳情趣旨

日本学術会議が 2017 年に発した「軍事的安全保障研究に関する声明」について、東大和市議会が支持し、これを国に対して申し入れするよう求めます。

陳情理由

日本学術会議の軍事研究反対の姿勢は、先の大戦において科学者・研究者が日本軍国主義の軍事研究・兵器開発に積極的に加担した反省から生まれたものです。1950 年の第 1 回目の声明、1967 年の第 2 回の声明は、その反省を引き継ぐものであり、科学技術は社会の平和的振興、人類の福祉に貢献するものでなければならないという思想を体現したものでした。

そして 2017 年の第 3 回声明は、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の発足に伴い、科学者・研究機関などにおける研究がゆがめられる恐れがあるとして発せられたものであり、前 2 回の声明を引き継ぐものと言明されております。

軍事研究反対の姿勢は、平和主義を掲げる日本国憲法のもとにあって当然守られるべき事柄です。紛争は武力による威嚇や、その行使によって決着させてはならず、あくまでも平和的な外交努力によって解決されるべきものです。とりわけ、核兵器による人類滅亡の危機にある国際社会においては、その引き金となるような武力紛争は絶対に避けなければなりません。

私たちは科学者が否かを問わず、戦争の放棄、軍備及び交戦権を否認する憲法を持つ国民として、軍事力に頼る政策には反対していかなければなりません。その意味で、科学者が軍事研究反対の姿勢を貫くことは憲法の主旨に添ったものであり、きわめて当然のことであると考えます。

日本学術会議が、敗戦後の日本にあって軍事研究反対の姿勢を鮮明に打ち出し、戦後もその姿勢を守り通してきたことは高く評価すべきものです。また、今後もその姿勢を維持すべきであります。東大和市議会として、このような日本学術会議の軍事研究反対の姿勢を支持し、その意思を国に対し申し入れすることを求めます。

陳情者

住所 東京都東大和市桜が丘

氏名 「自由と人権」

榎本清 ㊞

(他 名)

2021 年 2 月 日

東大和市議会議長

中間建二 様

「いーたい ほーだい」原稿募集中。
メールで原稿をお寄せください。

【陳情提出に至った経緯】

任命拒否問題と軍事研究反対声明

私たち「自由と人権」は、2021 年第 1 回東大和市議会（3 月市議会）において、左記陳情の提出を予定しています。以下にそのような陳情を出すに至った経緯をお伝えし、皆さん方のご協力と、陳情への賛同をお願い申し上げます。

今年でアジア太平洋戦争の敗戦から 76 年、戦禍にまみれた日本人々は、1947 年の日本国憲法施行のもと、非戦・非武装の思いを胸に新しい社会を創るべく歩み始めたはずでした。しかし、朝鮮・中国・アジア各国に対する加害認識と、自らの手で戦争責任を追及し、戦争犯罪人を裁くという主体的な姿勢が不十分、不徹底であったことは否めません。そのため、戦争を主導していた天皇制権力と、それを支えていた勢力は死滅せず、戦後早々に、なりを潜めていた旧政治勢力や経済界による反動攻勢の跋扈を許すことになりました。

1952 年に朝鮮戦争が勃発すると、警察予備隊が保安隊に再編され、さらに 2 年後に自衛隊が発足します。歴代政権はアメリカの世界戦略に加担し、その後次々と軍備拡張を図ってきました。近年では疑似空母の導入や、武器の輸出入、憲法違反の法律まで制定して、「自衛隊」を他国にまで出動させる、近隣諸国との緊張をあおり、敵基地を攻撃するという侵略まがいのことまで企む、その総仕上げが憲法の改正です。これは現政権政党の党是だそうです。

戦後の一時期芽生えた私たちの非戦・非武装の思想はこの間次々と侵食され、たんなる「理想」として、今まさに見捨てられようとしているかのような状況です。

昨年 9 月、菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した会員候補のうち 6 名を任命拒否しました。これは明らかな法律違反であり、日本国憲法が定める学問の自由に対する侵害です。その狙いは政権にとって不都合な人物の排除です。任命拒否は直ちに撤回されなければなりません。

任命拒否自体が許されざることであるのは言うまでもありません。しかし、現政権はこれにとどまらず、問題を日本学術会議のあり方問題にすりかえ、会議を国家の機関から切り離そうと企んでいます。それは日本学術会議へのさらなる攻撃です。その本質は任命拒否問題と同じように、政権にとって不都合な機関の排除です。

日本学術会議はこれまで一貫して軍事研究反対の姿勢を鮮明にしてきました。

1950 年の第 1 回目の軍事研究反対の声明、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」は、先の大戦において科学者や技術者が積極的に国の戦争政策に加担したことの反省から発せられたものです。また、1967 年の第 2 回目の軍事研究反対の声明、「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」は、日本学術会議の関連団体や研究機関・大学に米軍からの補助金流れ込んでいたことが発覚し、その反省から改めて発せられたものです。そして、2017 年の第 3 課回目の軍事研究反対の声明は、以下のような経過をたどって発せられました。

2014 年、安倍政権により武器輸出 3 原則が見直され防衛装備移転三原則になると、タガの外れた武器出入が始まり、それをうけて 2015 年から始まった安全保障技術研究推進制度が導入されました。その額は 3 億円、6 億円、110 億円と拡大の一途をたどっています。制度創設当初は全体の応募数が最も多く、大学等の応募数も半数以上にのぼりました。

これに対して危機感を覚えた日本学術会議から、2017 年に第 3 回目の軍事研究反対声明が発せられることとなりました。声明では、軍事研究が学問の自由及び学術の健全な発展を阻害するものであるとし、1950 年声明と 1967 年声明を確認・継承するとの文言が盛り込まれています。

2017 年以降の安全保障技術研究推進制度に対する応募数は全体的には増加傾向にありますが、大学等に関しては反対に減少傾向にあります。とりわけ声明が発せられた 2017 年には大学等の採択数はゼロとなっています。

武器の輸出入や開発を進め、軍事大国化を目指す勢力にとって、このような傾向は許しがたい事であるでしょう。日本学術会議が軍事研究に対して否定的な見解を表明していることは、現政権やそのタニマチである経済界が進めている武器の輸出入や開発にとって都合の悪いことだからです。そのためにこれらの声明と、日本学術会議のあり方が狙い撃ちにされたと考えられます。すなわち、任命拒否のもう一つの狙いは、日本学術会議の軍事研究反対の姿勢を攻撃することだと言えるのです。

科学者であると否とを問わず、軍事や戦争のための研究、兵器の製造から販売に至るまで、それらが非人道的なことは論を待ちません。防衛のためと言い、軍民両用だからと言い、基礎研究だから許されると言い、果ては生活のためと言っても、正当化される理由にはならないのです。

私たちは世界平和を求める市民として、軍事研究に反対する日本学術会議の姿勢を高く評価し、これを否定するような国の方針に反対します。そのために 2017 年の日本学術会議の軍事研究反対の声明を支持し、市議会として国に申し入れるよう求める陳情を提出することとしました。

被爆国日本は批准しませんでした。核兵器禁止条約は本年 1 月 22 日に発効しました。多くの人が不可能だと思っていたことが実現したのです。平和は軍事によって実現するのではなく、世界の人々に対する信頼と対話によってこそかなうのです。

今、私たち自身の平和への思いを一步前に進めるときです。

【市議会議員に対するはたらきかけとその対応】

「自由と人権」前号でお知らせしたように、私たちは当陳情についての理解を求めるべく、東大和市議会議員ひとりひとりに手紙をとどけ、陳情の内容について理解を得るべく（必要に応じては修正も想定し）面談の機会もとめてまいりました。その期間は昨年 12 月 16 日から今年の 1 月 15 日までの間としました。

面談に応じてくださったのは、結果的には〈別表〉のとおりです。全議員 1 名のうちたったの 7 名、全体の 1/3 でした。

他は拒否が 10 名、無回答が 4 名（議員対応一覧を別表として以下に示しますのでご参照ください）。

〈別表〉

面談要請に対する東大和市議会議員の対応（面談要請は議員個人へ出しました。）		
議員	会派	面談要請に対する対応
二宮 由子	興市会	会派として受諾、対応していただきました。
大后 治雄	興市会	
実川 圭子	無所属	受諾、対応していただきました。
森田 真一	共産党	会派として受諾、対応していただきました。
尾崎 利一	共産党	
上林 真佐恵	共産党	
中村 庄一郎	自民党	会派として拒絶（※1）
根岸 聡彦	自民党	
木下 富雄	自民党	
森田 博之	自民党	
蜂須賀 千雅	自民党	
関田 正民	正和会	無回答
和地 仁美	正和会	無回答
佐竹 康彦	公明党	会派としていったん受諾。 その後、民事訴訟（※2）の対象者となったことを理由に面談拒絶
荒幡 伸一	公明党	
木戸岡 秀彦	公明党	
東口 正美	公明党	
中間 建二	公明党	
大川 元	やまとみどり	無回答
床鍋 義博	やまとみどり	無回答
中野 志乃夫	やまとみどり	受諾、対応していただきました。
※1 「拒否」「辞退」「お断り」「見合わす」「遠慮する」は全て「拒絶」としました。		
※2 「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情が東大和市議会でも審議されなかったことを理由とし、同議会を被告として提訴した損害賠償訴訟		

この結果を見て、どのように考えればいいのでしょうか。

地方議会（とりわけ市町村議会）という市民にとって最も身近であるべき議員が、まるで国会議員のように、会派単位での対応に明け暮れていることには常々疑問を持ってきましたが、これはそれ以上に根深い問題がありそうです。

【そもそも議員とは】

そもそも地方議会の議員とは何者なのか。選挙で選ばれたとはいえ、議員になったということは地方自治体の特別職公務員です。議員報酬（給与）、費用弁償、期末手当、政務調査費など、全てが税金から支払われます。これらは議員が公務員である所以です。

議員になった以上、議員の仕事は公務であり、すべての市民に対して平等にふるまわなければならない。一部支持者のための議員であってはならないということです。これは市長についても全く同じです。

その公務員が市民の面談を拒絶・無視する、こんなことがあってはならないことです。

私は、東大和市のいわゆる「本村」と呼ばれる地元出身者ですが、議員の意識は昔と全く変わっていないと言わざるを得ない。市制 50 周年などといっても、残念ながら議員の質は何一つ変わらず、その顔は支持者にしか向かわず、アタマは町村議会のセンセイのままのように感じられます。

【東松山市議会で請願採択される】

右は、東松山市の市議会で、日本学術会議の会員 6 名の任命を求める請願が採択されたことを伝える埼玉新聞の記事です。

東松山市は梶田日本学術会議会長の出身地で、以前は反対勢力が強く、市民の陳情・請願はなかなか採

択されない状況にあったそうです。しかし、会派の構成が変わったことでこの請願も採択されたとのこと。

市議会の規模としては東大和市と同じぐらいで参考になり、励まされる記事です。

学術会議任命拒否で
市議会が意見書可決
東松山
東松山市議会は22日、日本学術会議の会員任命拒否問題を巡り菅義偉首相に対し、拒否した理由と、改めて6人の任命を求める意見書を賛成多数で可決した。
同市の名誉市民で日本学術会議会長の梶田隆章氏（ノーベル物理学賞受賞）から提出された会員推薦名簿のうち、6人が理由も示されず任命から外されたとして、「首相の判断で会員の選考・推薦の基準を作って任命拒否が認められるとしたら、日本学術会議の独立性や自主性が根底から壊れる」とした。
（関根義浩）

【公明党会派の対応の不思議】

「議員対応一覧」にもあるように、公明党会派は東大和市議会が民事訴訟の被告であり、当方が原告であることを理由に 1 月 8 日に約束していた面談を断ってきました。連絡してきた議員は「誤解を避けるため」と言っていました。

刑事訴訟ならいざ知らず、民事訴訟の関係人であることをもって面談を拒絶してくるなど、そもそも正当な理由になりません。しかも面談の内容は「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情のことではなく、全く別の陳情についてです。

（※「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情に関する損害賠償訴訟については、後段でご紹介します。）

理由にならないことを口実として結論を導き出す。今回は面談拒絶についてでしたが、同じようなことが議会の場で行われないことを願うばかりです。

【陳情賛同署名のとりくみ】

「市議会議員に対するはたらきかけとその対応」「同・その 2」をご覧いただければお分かりのように、また、公明党会派の不可解な対応により、現状では陳情採択の見込みは潰えました。

このうえは、東大和市内外の多くの市民の力で、何としても議会を動かしていかなければなりません。そのためにはたくさんの署名が必要であり、市内外から注目を浴びているのだということを議員に意識してもらうことが大事です。マスコミ・ミニコミなどの報道機関への働きかけも欠かせません。また、SMS などでの拡散も必要になります。

さいわい、東大和市の請願・陳情は市内外を問わず平等に扱われます。東大和市内ばかりでなく、広く市外にも呼び掛けて署名を集めたいと考えています。皆さまのご協力をお願いします。

本来であれば、各市区町村でも同様の取り組みをしていただけるのが理想的なのです。しかしそれがかなわないのであれば、東大和市の陳情に関心を寄せていただくことで、多くの方の思いをつなげていければと思っています。

「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情その後

今から約1年前、昨年2月、私たちは東大和市議会に『東大和市子ども・子育て憲章』見直しを求める陳情を提出しました。しかし、市議会は不当にもこの陳情を「議長預かり」として、実質的に審議・採決することをしませんでした。

市民の提出した陳情が、いっさい審議もされず葬り去られるという、民主主義のルールに反することが公然と行われたのです。

私たちはこの不法な扱いに対して、損害賠償請求という形で司法判断を仰ぐことを決定し、11月18日、東京地方裁判所立川支部に東大和市長（東大和市議会）を被告とする訴状（損害賠償請求）を提出しました。第1回の公判は2月15日、東京地方裁判所立川支部401号法廷11時30分からです。

以下は損害賠償請求訴訟の要旨です。

【損害賠償請求訴訟訴状要旨】

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告らが2020年2月14日に東大和市議会に提出した陳情を誠実に処理しなかったことにより、原告に精神的損害を与え、社会的信用を失墜させた。その慰謝料として原告に73万円を支払うよう求める。
- 2 被告は、原告に対し直接かつ公式に謝罪を表明するとともに、判決後速やかに、市議会だより（いずれも1ページ目）に判決の主文と、原告に対する謝罪を表明した文を掲載すること。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

被告は、2020年2月14日に原告ら（原告陳情者と陳情賛同者62名）が東大和市議会に提出した「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情に対し、同年2月21日の市議会において「議長預かり」という処理をすることにより、同陳情の審議・採決を行わなかった。「議長預かり」といえば聞こえはいいが、実質的に以降の市議会で審議・採決が行われることはなく、初めからこの陳情はなかったものとして扱われる。このことは憲法第16条の請願権の侵害にあたり、請願法第5条の「これを受理し誠実に処理しなければならない」に反する行為である。

原告は、憲法、ならびに請願法に定められているとおり、同陳情が市議会で正当に審議・採決されると確信、期待していた。しかるに被告の行為は、原告の期待を大きく裏切り、その心情を踏みにじるも

であった。被告は、まずこの事実をしっかりと認識する必要がある。

また被告が同陳情を「議長預かり」にすることで、原告は署名に応じていただいた多くの方々からの信頼を失墜し、その釈明の機会すら奪われた事実も認識すべきである。以下、このことを詳しく述べる。

被告が同陳情を「議長預かり」にしたことは、陳情を審議・採決に付さないということであり、被告を代表とする東大和市議会が発行している「市議会だより 271」（2020 年 5 月 1 日発行）に陳情提出の事実が掲載されないということである。

市民にとって唯一ともいえる議会の情報源なる「市議会だより」に同陳情の提出の事実について掲載がないということは、一般市民にとって、陳情そのものが提出されなかったものと判断されることとなる。すなわち、陳情に賛同された多くの市民は、陳情そのものが本当に提出されたのかという疑念を持ち、ひいては原告に対する不信の念が芽生えることとなり、原告の社会的信用は大きく損なわれた。

被告は自らの行為が、原告に対する署名賛同者の疑念を生起させ、原告の社会的信用の失墜という事態を生じせしめたことを認識すべきである。

被告は、上記行為によって原告に与えた精神的損害、社会的信用の失墜に対し、原告に賠償すべき責務を負わなければならない。

本の紹介コーナー

「自由と人権」の表紙で紹介した文章は、『茶色の朝』（大月書店）の最終部分です。

「茶色党」の横暴を黙ってやり過ごすことによって、いつの間にか自分の家のドアがたたかれることになる、そんな寓話のようなお話です。

流れに逆らったり、声を上げることはめんどくさい。多少ひどいと思っても、少し我慢をしていれば、そんなに世の中悪くはない。そう思っている人たちに読んでもらえたら。

哲学者の高橋哲哉さんはこの本の解説で、「思考停止をやめること、考えつづけること（中略）は可能なことです。そして勇気をもって発言し、行動することは、考え続けることのうえにたつてのみ可能なことなのです。」と述べています。



いーたい

ほーだい

議員会食に感染症法による罰則規定を！

政府は新型コロナ対策強化のため関連法改正案の強化を検討しているという。厳罰化は大いにやればいい。ただし、政治家・官僚についてだ。

政治資金集めのパーティーを禁止にし、違反した場合は、集めた全ての金額を没収、主催した議員またその候補者の公民権を 10 年間停止する。国会・地方を問わず現職議員が 1 人以上加わった 3 人以上の会食は全て禁止、これに違反した場合は 100 万円以上の罰金を科す刑事罰を導入、参加者は全員その氏名を新聞紙上で公表する。とりわけ新型コロナ対策を呼び掛ける立場にある政治家・官僚にあっては、即日その職から追放し、生涯同職に就けないこととする。

上記行為に関わるパーティー、会食の開催店舗からの告発には、1 件につき 100 万円の通報協力金を支払う。

これが実現すれば、よどんだ空気も入れ替わり、新型コロナ対策の効果は絶大なものとなろう。